長野県上水内郡信濃町（黒姫山・車道分岐点）から同町（黒姫高原・国立公園境界）まで
長野県上水内郡信濃町（黒姫山・歩道分岐点）から同町（大ダルミ下・歩道合流点）まで
長野県長野市（瑪瑙山・歩道合流点）から同市（戸隠越水）まで
長野県長野市（越水ヶ原・歩道分岐点）から同市（戸隠牧場・車道合流点）まで
新潟県妙高市（横根山東・国立公園境界）から同市（関温泉・歩道合流点）まで、同市（池ノ平南・歩道分岐点）から同市（池ノ平南・国立公園境界）まで、同市（苗名滝下・国立公園境界）から同市（苗名滝下・国立公園境界）まで、長野県上水内郡信濃町（苗名滝・国立公園境界）から新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区）まで、長野県北安曇郡小谷村（乙見山峠・歩道分岐点）から同村（熱湯・国立公園境界）まで、同県上水内郡信濃町（野尻湖西部・国立公園境界）から同町（針ノ木池・国立公園境界）まで及び同県長野市（飯縄原・国立公園境界）から同市（越水ヶ原・歩道合流点）まで

（十一）　次の運輸施設を削除する。

種類	位置又は区間
係留施設	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）
索道運送施設	新潟県妙高市（田切）から同市（関山）まで
索道運送施設	長野県上水内郡信濃町（国立公園境界）から同町（黒姫山東麓）まで

四　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第三十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、上信越高原国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日　　環境大臣　望月　義夫

一　上信越高原国立公園の区域のうち、群馬県谷川地域の区域内における特別地域の区域を変更し、次のとおりとする。

群馬県利根郡みなかみ町内国有林利根沼田森林管理署二三六林班から二三八林班までの全部並びに二一六林班から二二二林班まで、二二八林班、二三〇林班、二三一林班、二三三林班から二三五林班まで、二三九林班、二四〇林班、二四二林班、二四三林班、三〇八林班から三一二林班まで及び三一六林班から三二〇林班までの各一部
群馬県利根郡みなかみ町大字相俣、大字谷川、大字永井及び大字湯桧曽の各一部

二　上信越高原国立公園の区域のうち、群馬県及び長野県草津・万座・浅間地域の区域内における特別地域の区域を次のとおり変更する。

（一）　追加する区域
群馬県吾妻郡中之条町内国有林吾妻森林管理署一四八林班、一四九林班及び一五二林班の各一部
群馬県吾妻郡中之条町大字入山の一部

三　上信越高原国立公園の区域のうち、新潟県及び長野県妙高・戸隠地域の区域内における特別地域の区域を次のとおり変更する。

（一）　削除する区域
新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署八九林班、九〇林班、九三林班及び九九林班の全部並びに九七林班及び九八林班の各一部
新潟県糸魚川市大字大平、大字梶山及び大字中川原新田の各一部
新潟県妙高市内国有林上越森林管理署十一林班、十三林班から二三林班まで及び二五林班から六五林班までの全部並びに十二林班、六六林班及び六七林班の各一部
新潟県妙高市大字赤倉、大字毛祝坂、大字坂口新田、大字杉野沢、大字関川、大字関山、大字田口及び大字二俣の各一部
長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇〇一林班から一〇〇三林班まで、一〇二五林班から一〇三二林班まで、一〇四一林班から一〇五〇林班まで、一〇五六林班から一〇五九林班まで及び一〇六四林班から一〇六六林班までの全部並びに一〇三四林班、一〇三五林班、一〇四〇林班及び一〇五一林班から一〇五五林班までの各一部
長野県長野市内国有林上越森林管理署六六林班及び六七林班の各一部
長野県長野市大字上ヶ屋、大字鬼無里、大字戸隠、大字戸隠栃原、大字戸隠豊岡及び大字富田の各一部
長野県北安曇郡小谷村内国有林中信森林管理署六〇七林班から六一三林班までの全部並びに六〇二林班及び六〇三林班の各一部
長野県北安曇郡小谷村大字中土の一部
長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇〇二林班から一〇〇八林班まで、一〇二四林班及び一〇八〇林班の全部並びに一〇〇九林班、一〇一一林班、一〇一二林班、一〇一四林班、一〇一五林班、一〇一八林班、一〇二一林班から一〇二三林班まで及び一〇三三林班から一〇三八林班までの各一部
長野県上水内郡信濃町野尻湖の全部並びに大字富濃、大字野尻及び大字古海の各一部
長野県上水内郡飯綱町内国有林北信森林管理署一〇三八林班から一〇四〇林班までの各一部
長野県上水内郡飯綱町大字川上の一部

四　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第三十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、上信越高原国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日　　環境大臣　望月　義夫

一　上信越高原国立公園の区域のうち、群馬県谷川地域の区域内における特別保護地区の区域を変更し、次のとおりとする。

群馬県利根郡みなかみ町内国有林利根沼田森林管理署二三六林班及び二三七林班の全部並びに二三三林班から二三五林班まで、三〇九林班、三一〇林班、三一八林班及び三一九林班の各一部

二　上信越高原国立公園の区域のうち、新潟県及び長野県妙高・戸隠地域の区域内における特別保護地区の区域を次のとおり変更する。

（一）　削除する区域
新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署九〇林班、九三林班及び九七林班の各一部
新潟県妙高市内国有林上越森林管理署一一林班、一三林班、一四林班、一六林班、二六林班、三六林班、三七林班、三九林班、四一林班、四二林班、四四林班、四七林班から四九林班まで、六三林班及び六七林班の各一部
長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇二七林班、一〇二八林班及び一〇四六林班から一〇五九林班までの各一部
長野県長野市内国有林上越森林管理署六七林班の一部
長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇八〇林班の全部

三　区域を表示した図面（省略）